

厚生労働省告示第百六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める基準（平成十八年厚生労働省告示第五百四十三号）の一部を次のように改正し、平成二十五年四月一日から適用する。

平成二十五年三月二十九日

厚生労働大臣 田村 憲久

第一号イの(6)中「実務者研修修了者」という。）、」の下に「介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成二十四年厚生労働省令第二十五号）による改正前の」を、「及び」の下に「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものの一部を改正する告示（平成二十五年厚生労働省告示第四百号）による改正前の」を加え、「。以下「居宅介護従業者基準」という。」を削る。

第八号イの(6)中「居宅介護従業者基準第一条第四号」を「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの第一条第六号」に、「居宅介護従業者基準別表第五」を「同告示別表第六」に改める。